
監 査 委 員 公 表

監査委員公表第8号


平成30年10月4日付 H30-21000-00538 の監査結果の報告に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成30年12月25日

長崎県監査委員	濱	本	磨毅穂
同	砺	山	和 仁
同	渡	辺	敏 勝
同	中	島	浩 介

30 交管第 86 号
平成 30 年 11 月 28 日

長崎県監査委員	瀨本	磨毅穂	様
長崎県監査委員	砺山	和仁	様
長崎県監査委員	渡辺	敏勝	様
長崎県監査委員	中島	浩介	様

長崎県知事 中村 法道 

平成 30 年度長崎県公営企業会計定期
監査結果に係る措置について（通知）

平成 30 年 10 月 4 日付 H30-21000-00538 の監査結果の報告に基づき、別紙のとおり措置を講じたので通知します。

平成30年度長崎県公営企業会計定期監査結果に係る措置

会計：長崎県交通事業会計 所管部局：交通局

【 1 指摘事項】

監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
<p>ア 前渡資金の管理について</p> <p>営業所に要する経費等として前渡された資金の管理については、長崎県交通局財務規程に定めるもののほか、平成29年8月に策定した「営業所における公金等管理マニュアル」によるものとされている。</p> <p>しかしながら、長崎営業所の平成30年4月分の小口現金出納簿を確認したところ、受入高、支払高、小口残高及び総残高など十数か所について、同マニュアルで定められた訂正印での見え消し修正ではなく、修正液で修正されている。</p> <p>また、月末の未精算前渡金の額を手書き訂正しているが、訂正印がなく、訂正者も記入されていない。</p> <p>適正な事務処理を行うこと。</p>	<p>前渡資金に関する事務については、今回の指摘事項を踏まえ、改めて各営業所に対し「営業所における公金等管理マニュアル」に基づく処理を実施するよう指導徹底を図ったところであり、今後とも関係規程に則り、適正な事務処理に努めてまいります。</p>
<p>イ 長崎スマートカード発売・積増委託に係る精算について</p> <p>当業務において、毎月の売上金を翌月に3回に分けて入金することとしている店舗があるが、売上金の一部を翌月に入金せず、翌々月に入金している。</p> <p>契約に基づく履行を徹底させること。</p>	<p>翌々月に遅れていた入金平成30年8月末をもって解消しており、現在は契約に基づく入金処理となっております。</p> <p>今後とも契約に基づく履行を徹底させてまいります。</p>
<p>ウ 営業・広報委託契約の委託料算出について</p> <p>当契約の委託料算出において、委託料の積算根拠が明確でない。</p> <p>適正な事務処理を行うこと。</p>	<p>営業・広報活動委託料については、営業・広報活動の業務内容等を考慮したうえで、積算を行ったものでありますが、今回の監査結果を踏まえ、平成30年10月の契約更新時に積算根拠を見直しております。</p> <p>今後とも関係規程に則り、適正な事務処理に努めてまいります。</p>
<p>エ たな卸について</p> <p>バスカード（回数券）のたな卸において、販売業務委託先からの誤った報告に基づき、十分に確認を行わないまま受払明細書を作成したため、年度末の帳簿残高と実在高が一致しておらず、流動資産の倉庫品が過大計上となっている。</p> <p>適正な事務処理を行うこと。</p>	<p>バスカード（回数券）等の実地たな卸については、たな卸の役割分担や手順、報告方法等に関する具体的な事項を定めた「たな卸実施要領」に基づく実施の徹底を図ってまいります。</p> <p>今後とも関係規程に則り、適正な事務処理に努めてまいります。</p>
<p>オ 契約事務について</p> <p>バス停標柱更新等請負契約について、契約保証金納付前に契約締結を行っている。</p> <p>また、契約書において、契約期間の開始日を具体的に記載せず、決裁日からとしている。</p> <p>適正な事務処理を行うこと。</p>	<p>契約保証金入金後の契約締結を徹底するため、「支払事務のチェックリスト」に新たにチェック項目として追加のうえ、関係職員に周知を図ったところです。（平成30年10月3日付け管理部長通知）</p> <p>今後とも関係規程に則り、適正な事務処理に努めてまいります。</p>

平成30年度長崎県公営企業会計定期監査結果に係る措置


会計:長崎県交通事業会計 所管部局:交通局

【2 意見】

監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
<p>ア 経営状況について</p> <p>当年度の事業収支は、新幹線建設工事に伴う交通局敷地内残地補償金等 8 億741万円を特別利益に計上したことにより、純利益が 7 億5,337万円となっており、その結果、累積欠損金は解消し、未処分利益剰余金 6 億174万円を計上している。</p> <p>しかしながら、営業損益及び経常損益については、いずれも損失が生じ、前年度より収支が悪化している。</p> <p>その要因は、乗合部門における高速シャトルバスの増便や貸切部門における修学旅行への営業強化など中期経営計画に掲げる各経営健全化策に取り組んだものの、貸切部門の減収に加え、軽油価格が上昇したことによるものである。</p> <p>交通局を取り巻く経営環境は、少子高齢化及び人口減少等社会情勢の変化や軽油価格が上昇傾向にあることにより、引き続き厳しい状況にある。</p> <p>平成30年3月に策定された「長崎県交通局経営計画」に盛り込まれた経営方針及びその具体的な戦略に基づき、さらに一層、職員一体となって経営基盤の強化に努める必要がある。</p>	<p>交通局においては、平成30年3月に策定した新たな中期経営計画に基づき、経営の健全性の確保を前提に、地域に必要な生活交通の確保や本県観光振興への貢献を基本として、県民生活の維持・向上に努めていくこととしております。</p> <p>平成30年度は、乗合事業において、大村と長崎を結ぶ高速シャトル便の増便や、高齢者の利用促進を図る「プラチナバス65」の本格運用を9月から実施するとともに、貸切事業において、県内外への受注の掘り起こしや観光業界と一体となった首都圏及び関西方面へのセールス活動に取り組むなど、将来に向けた経営基盤の強化に積極的に取り組んでおります。</p> <p>今後とも交通局、職員が一体となって同計画に沿った具体的な取り組みを推進してまいります。</p>

30長振港漁第303号
平成30年11月30日

長崎県監査委員	瀨本	磨毅穂	様
長崎県監査委員	砺山	和仁	様
長崎県監査委員	渡辺	敏勝	様
長崎県監査委員	中島	浩介	様

長崎県知事 中村 法道 

平成30年度長崎県公営企業会計定期
監査結果に係る措置について（通知）

平成30年10月4日付 H30-21000-00538 の監査結果の報告に基づき、別紙のとおり措置を講じたので通知します。

平成30年度長崎県公営企業会計定期監査結果に係る措置

会計：長崎県港湾整備事業会計 所管部局：長崎港湾漁港事務所

【1 指摘事項】

監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
<p>ア タクシーチケットの管理について</p> <p>当会計においては、各係長が係員からの口頭での申し出を受けタクシーチケットを交付したのち、タクシーチケット利用簿に入力しているが、平成30年3月分及び4月分のタクシーチケット利用簿において、タクシーチケットの頁が欠番になっているものや、利用年月日が前後しているものがある。</p> <p>タクシーチケットについては、長崎振興局管理部長通知（平成29年5月29日付け）に基づき、適正な管理を行うこと。</p>	<p>定期監査後すぐに、班ごとに管理していたタクシーチケット及びタクシー利用簿を企業経理係において一元管理することとしました。</p> <p>また、チケット使用の際は、企業経理係長が用務と必要性を確認のうえ交付し、用務完了後は、利用状況の確認まで行いタクシー利用簿に記載することにより、欠番や利用年月日の前後が生じないように改め、適正な管理に努めております。</p>
<p>イ 当会計が設置している遊具の安全管理等について</p> <p>当会計は、近隣住民のため、小江地区（2箇所）及び小ヶ倉柳地区（1箇所）に遊具（滑り台）を設置している。</p> <p>当年度に現地調査を行った結果、小江地区の1箇所については、危険性が認められたため撤去する予定として立入禁止等の措置を行っており、小ヶ倉柳地区については既に撤去しているが、小江地区の残り1箇所については、目視による確認は行っているものの安全性の確認がとれていない。</p> <p>また、その現地調査に係る一連の経緯について、文書による記録が残されていない。</p> <p>遊具の適切な管理を行うこと。</p>	<p>小ヶ倉柳地区（1箇所）については撤去しており、小江地区（1箇所）については、危険性が認められたため立入禁止の措置を行い、現在、撤去工事発注に向け準備を進めております。</p> <p>小江地区の残り1箇所については、専門業者による安全点検を実施した結果、一部遊具について安全性に疑義があるとの報告があったため、使用している地元自治会の了解のもと、使用禁止の措置を行いました。</p>

平成30年度長崎県公営企業会計定期監査結果に係る措置

会計:長崎県港湾整備事業会計 所管部局:長崎港湾漁港事務所

【2 意見】

監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
<p>ア 経営状況について</p> <p>当年度の事業収支は、純損失が3億2,818万円となっており、その結果、累積欠損金は19億6,420万円に増加している。</p> <p>当年度は、毛井首地区の法面工事などにより維持工事費が増加し、また、たな卸資産の時価評価などにより資産減耗費が増加したため、収支が大幅に悪化している。</p> <p>しかしながら、当会計には土地造成に係る借入金等もなく、売却による収益はそのまま当年度の資金増となる。</p> <p>当会計は2020年度までに閉鎖されることとなっており、過去に投下した資金を回収する観点からも、積極的に土地売却を推進する必要がある。</p>	<p>当会計の経営状況については、土地の原価割れ売却などにより、繰越欠損金を有する状況に加え、平成26年度の地方公営企業会計基準の見直しに伴い、たな卸資産の評価について低価法が義務づけられたことにより、多額の累積欠損金を計上しております。</p> <p>しかしながら、平成19年度に借入金の全額償還を行っており、平成28年度には住宅団地マリンヒル三京を完売、平成29年度は工業団地9件を売却、平成30年度もこれまでに工業団地2件を売却するなど預金は増加しており、経営状況については極めて良好な状態を維持しております。</p> <p>今後も、未売却地の早期売却に努めてまいります。</p>
<p>イ 土地売却について</p> <p>当会計における造成土地の売却実績は、当年度においては9件、28,554㎡であり、前年度より2,100㎡減少しているが、当年度の売却目標(20,000㎡)は達成している。</p> <p>前年度においては住宅団地マリンヒル三京を完売しており、住宅団地を除いた工業団地の売却実績で比較すると、前年度に比べ5,957㎡増加している。</p> <p>しかしながら、当年度末、長期貸付土地を除いた未売却地はまだ22.0haあり、その約9割は福田神ノ島及び沖平の2地区に残っている。</p> <p>関係部局等とのより一層の連携を図り、具体的処理工程の立案と改定を適宜行いながら、当会計閉鎖に向けて、さらなる売却促進に取り組む必要がある。</p>	<p>平成30年11月28日現在の土地売却状況については、小江地区で1件(1,000㎡)、神ノ島地区で1件(11,985.97㎡)となっております。</p> <p>未売却地の9割を占める福田神ノ島地区、沖平地区については、平成29年度から平成30年度にかけて、一部区画において下限面積、販売単価の見直しなどを行い売却促進に努めております。</p> <p>また、分譲チラシやホームページ等を活用しての広告宣伝や、土地の引き合いのあった相手先企業と継続的な情報交換を積極的に行っております。今後も、継続して企業誘致部局と連携しながら、さらなる売却促進に努めてまいります。</p> <p>さらに、平成30年10月に立ち上げた会計閉鎖対策検討会議の中で、未売却地の売却促進等も検討してまいります。</p>
<p>ウ 非売却地の移管について</p> <p>会計閉鎖に向けた取り組みのうち非売却地の移管推進業務については、関係者と協議を行っているものの、当年度の移管実績は深堀地区の道路1件にとどまっている。</p> <p>県関係部局等との連携をより一層密にし、当会計閉鎖に向けて、非売却地の移管推進業務を着実に進めていくべきである。</p>	<p>平成30年度は、三重地区雑地1箇所(59.57㎡)を県住宅課へ移管しました。また、毛井首道路移管のための条件整備工事を実施しており、工事完了後長崎市へ移管予定です。</p> <p>平成29年9月に長崎市に移管再協議を依頼し、平成30年1月～2月長崎市と現地調査を実施しました。条件付き受入可の回答があった箇所については、移管のための条件整備を行う予定にしております。</p> <p>また、会計閉鎖対策検討会議において、長崎市との移管協議状況を説明し、長崎市が受け入れ困難と示した非売却地の処分等に関して県内部で庁内における移管候補先の検討を進めております。</p>